

## 研究会規程

- 第1条 [主旨] 本規程は、日本手話学会会則(以下、会則)第4条に基づき、研究会の設置・運営・改廃に関する事項について定める。
- 第2条 [目的] 本会会員は、手話学の特定の分野に関する学術的議論・研究を深化・発展させるために、本会の下に研究会を設置することができる。
- 第3条 [設置]
- 2 研究会の設置年限は、設置年度を含む最大二年度とする。
- 第4条 [改廃] 研究会が設置年限を超えて研究会を継続するときには、予め前年度末までに理事会に更新を願い出て承認を得なければならない。
- 第5条 [運営委員会] 研究会の運営は、運営委員長1名、および、運営委員で構成する運営委員会によって行われる。
- 2 運営委員長及び運営委員は本会会員でなければならない。
- 第6条 [研究会等] 運営委員会は、研究進行のため研究会・セミナーを開催することができる。
- ① 講演者は本会構成員に限る。但し、招待講演者はその限りではない。
- ② 研究会・セミナーの聴講者は会員に限らない。
- ③ 他組織と合同開催する場合は両組織の議により定める。
- 第7条 [財政] 研究会は、基本的に独立採算で運営する。
- 2 研究会は、必要に応じて理事会に費用支援を求めることができる。
- 3 運営委員会は、年度終了後、速やかに理事会に活動報告、及び、会計報告をしなければならない。
- 第8条 [研究会内規] 本規程に定める事項の他は、各運営委員会及び理事会の議を経て研究会内規に定める。

第9条〔変更〕 本規程の変更は総会の議を経なければならない。

本規程は2012年2月17日より施行する。

本規程は2013年10月26日より改正施行する。